

軽自動車にかかる税金について

◆名称が「軽自動車税（種別割）」に変更

2019年（令和元年）10月1日から、自動車の排気量に応じてかけられていた自動車税の名称は、「自動車税（種別割）」になり、そして軽自動車に毎年課税される軽自動車税は「**軽自動車税（種別割）**」に名称が変更されました。

自動車に関する税金は、毎年4月1日時点で車の所有者に対して1年間分の課税義務が生じます。

軽自動車に関しても対象者は毎年4月1日時点で軽自動車を車検証の書類上で所有している方が対象となります。



車検証にある「使用の本拠地」が日南市の住所になっていれば、所有者、使用者の住所が市外であっても日南市の軽自動車税がかかります。

◆軽自動車税の税額

★原動機付自転車・オートバイ・小型特殊自動車

（単位：円）

車種区分		税額	
		H27年度まで	H28年度から
原動機付自転車 (バイク)	総排気量が50cc以下または定格出力が0.6kw以下	1,000	2,000
	総排気量が50ccを超え90cc以下または定格出力が0.6kw 超え0.8kw以下	1,200	2,000
	総排気量が90ccを超え125cc以下または定格出力が 0.8kw超え1kw以下のもの	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクターやコンバインなど）	1,600	2,400
	その他のもの（フォークリフト等）	4,700	5,900
二輪の軽自動車 (オートバイ)	125ccを超え250cc以下（側車付のものを含む。）	2,400	3,600
二輪の小型自動車 (オートバイ)	250ccを超えるもの	4,000	6,000

★軽自動車（四輪以上及び三輪）

（単位：円）

車種区分			H28 年度改正		
			初度検査年月 ※1		
			H27.3月まで （旧税率）	H28.4月以降 （新税率）	13年経過 （重課税率）※2
三輪			3,100	3,900	4,600
四輪の 軽自動車	乗用の （5ナンバー）	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	貨物の （4ナンバー）	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000

※1 初度検査とは

新車登録をする際の検査のことをいい、軽三輪と軽四輪については新規検査（新車）の実施年月で税率を判定します。最初の新規検査年月は自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。



※2 重課税率適用内容

初めて車両番号の指定を受けてから**13年を経過した**三輪以上の軽自動車：おおむね 20%重課税率が適用されます。

- 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被牽引車を除く。

令和5年度は、平成21年4月から平成22年3月に初度検査を受けた軽自動車に重課税率が適用されますので、一例として、昨年度までは7,200円の税額だった軽乗用自家用車の税額は令和5年度からは12,900円になります。

◆軽自動車税の軽減（グリーン化特例）

グリーン化特例は、次の適用期間内に初めて新規検査を受けた三輪・四輪のうち、一定の環境性能を満たす車両について、登録の翌年度分のみ軽自動車税種別割が次のとおり軽減されます。

【適用期間】 令和3年4月1日～令和5年3月31日

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NO×10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） 	概ね75%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NO×10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） 	概ね75%軽減

※1 営業用乗用車のうち、ガソリン車（ハイブリッド車を含む）について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね25%軽減。

グリーン化特例（軽減税額）			
車種区分（総排気量等）	75% 軽減（1）	50%軽減（2）	25%軽減（3）
四輪以上（660cc以下）の乗用車【自家用】	2,700円		
四輪以上（660cc以下）の乗用車【営業用】	1,800円	3,500円	5,200円
四輪以上（660cc以下）の貨物車【自家用】	1,300円		
四輪以上（660cc以下）の貨物車【営業用】	1,000円		
三輪（660cc以下）	1,000円	2,000円	3,000円

- (1) 電気自動車・天然ガス自動車で平成21年排出ガス規制10%以上低減車または平成30年排出ガス規制適合車
- (2) 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準90%達成車
- (3) 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準70%達成車
- ※(2)、(3)は、ガソリン車・ハイブリッド車で平成17年排出ガス規制75%低減車（★★★★）または平成30年排出ガス規制50%低減車に限ります。

令和5年度税制改正により
グリーン化特例制度の適用期限が3年延長になりました

【現行】

2021年4月1日から2023年3月31日までに登録された電気自動車等 75%軽減



【改正後】

2023年4月1日から2026年3月31日までに登録された電気自動車等 75%軽減

- ※ 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車です。
- ※ 課税される軽自動車税が軽減されるのは、登録の翌年度分のみです。